

# 年金だけでは生活できない 現行年金制度の問題点

唐鎌直義

わが国では今日、公的年金だけで安心な老後生活を送れる人は少数派に属すると言わなければならない。今からおよそ20年前、小泉政権時に始まった年金給付額算定方式の見直し（賃金スライドの停止）以来、新規裁定年金の給付額は漸次引き下げられてきた。現在の高齢者の年金水準が以前に比べて総じて低下しているのは、これが主たる理由である。2012年に発足した安倍政権は、年金特例水準（過去の物価下落時における年金給付水準の維持）の「解消」に乗り出し、大胆にも既裁定年金の給付額引き下げにまで手を染めるようになった。賃金スライドに代わって導入されたマクロ経済スライドの厳格な適用も開始されている。

その結果、何とか年金給付額の範囲内で老後生活を保持してきた人々が、次々に生活保護基準以下の生活にずり落ちるようになった。年金とは職業から引退した後の労働者の老後生活を国家が保障する制度であるが、今では金融庁の「老後は2,000万円の貯蓄が必要」推計に端的に示されているように、国みずから「年金だけでは生活できない」ことを広言するまでになった。政府によって公的年金崩壊への道が拓かれようとしている。

## 1 年金生活の現実

年金支給額が引き下げられるなか、高齢者の経済生活はどういう状態にあるのか。政府統計に

よってその実情を概観する。

### (1) 依然として高い高齢者世帯の貧困率

表1は「65歳以上の高齢者が1人以上いる世帯」に関して、世帯構造（世帯類型）別に貧困率を示したものである。

表1 65歳以上の高齢者のいる世帯の貧困率（2016年と2018年）

	2016年			2018年		
	貧困率 (%)	世帯数 (万世帯)	高齢者数 (万人)	貧困率 (%)	世帯数 (万世帯)	高齢者数 (万人)
男の単独世帯	36.3	76.1	76.1	38.7	86.1	86.1
女の単独世帯	56.2	250.7	250.7	51.3	236.2	236.2
夫婦のみ世帯	21.2	159.2	286.6	16.4	131.9	237.4
単親+未婚子の世帯	26.3	51.0	51.0	30.8	61.4	61.4
夫婦+未婚子の世帯	16.2	49.6	89.3	12.1	37.8	68.0
三世帯世帯	10.1	26.9	40.4	10.1	25.2	37.8
その他の世帯	15.7	39.5	39.5	12.0	29.2	29.2
高齢者のいる世帯計	27.0	653.0	833.6	24.4	607.8	756.1

注) 貧困測定基準：1人世帯年収160万円、2人世帯同226万円、3人世帯同277万円、4人世帯同320万円。

注) 単独世帯と夫婦のみ世帯以外の各世帯類型の平均世帯員数を想定：単身+未婚子世帯とその他の世帯の平均世帯員数を2.0人、夫婦+未婚子世帯の平均世帯員数を3.0人、三世帯の平均世帯員数を4.0人と想定して測定した。

注) 単独世帯と単身+未婚子の世帯以外の各世帯類型の高齢者数の想定：夫婦のみ世帯、夫婦と未婚子の世帯の平均高齢者数を1.8人、三世帯世帯の平均高齢者数を1.5人、その他の世帯の平均高齢者数を1.0人と想定した。

資料：厚生労働省『国民生活基礎調査』（平成21年版）p.177,301、同（平成30年版）表-99、表-82より作成。

高齢者のいる世帯全体では、貧困率は最新値で24.4%に達している。つまり、高齢者のいる世帯のおよそ4分の1が実質的生活保護基準以下の所得で生活している。世帯数にして推計607万8千世帯、高齢者数にして推計756万1千人が貧困状態にある。

これを「公的に捕捉された貧困世帯」数という意味で生活保護受給高齢者世帯の数 88 万 2,001 世帯（2018 年 10 月現在）と比べてみると、その存在の大量性が明確になる。生活保護によって救済されている貧困高齢者世帯は貧困高齢者世帯全体の 14.5% にすぎない。貧困高齢者世帯の 85.5% が保護を受けることなく貧困生活に耐えている状況が浮かび上がる。

世帯構造別に見ると、依然として女性の高齢単独世帯の貧困率が突出している。51.3% と半数を超えている。近年、男性の高齢単独世帯の貧困率が上昇傾向にあったが、その状況は今も継続しており、ついに 38.7% に達した。この点に安倍政権による年金給付額の引き下げの影響が大きく現れている。

2016 年に比べて貧困率が下がったのは高齢者の夫婦のみ世帯である。21.2% から 16.4% へ 5 ポイント近く低下している。世帯数で見ても 159 万 2 千世帯から 131 万 9 千世帯へ 27 万世帯余減少している。高齢夫婦 + 未婚子の世帯においても、貧困率は 16.2% から 12.1% へ低下している（世帯数で 11 万 8 千世帯減）。その理由は、推論の域を出ないが、政府による高齢者就労継続政策の推進を通じた就労高齢者の増加と考えられる。高齢期に夫婦で暮らせる期間は主として前期高齢期であり、後期高齢期に入ると女性でも男性でも 1 人暮らしの出現率が高まっていく。高齢者の夫婦のみ世帯は主として前期高齢者の世帯形態であることが多く、世帯主の年齢が若い分、就労の機会が得られやすいという事情が働く。高齢単親 + 未婚子の世帯で貧困率が 26.3% から 30.8% へ上昇しているのも、同様の事情（高年齢であるほど就労機会が乏しい）が作用しているためと考えられる。年金の減額が前期高齢者を中心とした就労収入によってカバーされ、それが結果的に貧困率の低下に繋がっているとすれば、それは煎じ詰めれば

「老後における生活の自己責任」が強化された結果と言えよう。しかも、高齢になればなるほど就労機会は乏しくなっていく現実を踏まえるならば、後期高齢者の貧困はアクティベーション（就労継続）政策では防ぐことが出来ない。「後期高齢者加給年金」のような仕組みを新たに導入するよりほか、単身高齢世帯の貧困を防止する手立てはない。長寿化が進むなか、今後の年金政策のあり方に工夫が必要とされる点である<sup>1</sup>。

今回の新型コロナウイルス禍は 1929 年の世界大恐慌以上の景気後退をもたらしたと言われている。すでに不安定な雇用形態で働いていた前期高齢者の多くが雇い止めに遭ったと思われる。就労で最低生活の維持へ誘導する方法はこうした経済危機に対して甚だ無力である。前期高齢者だからいつでも働く場があるという訳ではないことを政府は肝に銘じるべきだ。

## （2）高齢者世帯の家計収支

### ① 高齢者単身無職世帯一可処分所得は保護基準以下に一

表 2 は、無職の高齢単身世帯の 1 カ月の家計収支の変化をやや長期のタイムスパンから捉えてみたものである。総務省『家計調査年報』のデータでは、高齢単身無職世帯の平均年齢は 2002 年 74.3 歳、2005 年 74.5 歳、2010 年 75.5 歳、2015 年 76.1 歳、2019 年 77.1 歳であり、図らずも大略後期高齢者から成るといってよい。

この表を一瞥してすぐに分かることは、高齢単身無職世帯の社会保障給付額（ほぼ年金給付額）の低位性であり、それに規定された可処分所得の低位性である。その水準は、2019 年現在で前者 11 万 8 千円余、後者 11 万 4 千円余であり、これは単身高齢者の生活保護基準に相当する。高齢単独世帯の貧困率の高さの背景には、生活保護基準以下の公的年金受給者が多数存在している現状が

ある。

各年の実収入を100とした指数表示を見ると、実支出のみならず、消費支出までもが大きく100を超えている。つまり、公的年金給付に若干の資産収入や仕送り金を足した実収入では毎月の生活を送れない現状が示されている。高齢单身無職世帯の家計は恒常的な赤字家計ということになる。毎月の赤字額は2万5千円～3万円である。せめて、月々赤字が出ない程度の年金額を国は保障できないものだろうか。本表に示されている消費支出の金額（月額14万円程度）が最低保障の一つの目安になるだろう。

実収入から非消費支出を差し引いた可処分所得は大略実収入の9割程度しかない。対消費支出比では約8割に過ぎない。ここから預貯金の取り崩しやクレジット購入による支払いの先送り、借金等でやり繰りしなければならない单身高齢者の金銭事情が窺える。一般に高齢者の貯蓄水準は高いと言われるが、それはあくまでも平均値の話で

あり、貯蓄ほど個人間、世帯間格差が激しいものはない。低年金高齢者の場合、貯蓄ゼロの人も少なくない。低水準に固定された年金で生活する老後は、クレジット破産の危険と隣り合わせである可能性が高い。

2019年の数値を見ると、2012年以降続いてきた年金引き下げ政策が一転緩和されたかのように見える。しかし、これは調査対象世帯の変質のせいではないか。表の最右欄に『家計調査年報』に示されている高齢单身無職世帯の持ち家率を併記しておいたが、2002年の72.4%から2019年の84.4%にまで大きく変化している。特に2010年以降の変化が激しい。調査対象世帯が相対的に余裕のある持ち家の高齢者にシフトしていると考えられる。年金生活になって家賃を払う必要がない人とある人の経済格差は大きい。この間、高齢单身無職世帯の持ち家率にこれほど大きな変化が実際に起きているとは考えにくい。もともと高齢者世帯の中で最も持ち家率の低いのが单身世帯であ

表2 高齢单身無職世帯の収支状況の推移

(単位:円、%)

	実収入	社会保障給付	実支出	消費支出	可処分所得	家計赤字額	持家率
2002年	128,679	119,454	159,351	147,978	117,305	30,672	72.4
2005年	122,709	112,865	154,311	144,518	112,915	31,602	76.9
2010年	133,172	123,567	157,752	146,264	121,684	24,580	76.5
2015年	117,885	107,432	156,165	144,022	105,742	38,280	80.7
2019年	126,500	118,274	150,533	138,623	114,590	24,033	84.4
2002年	100.0	92.8	123.8	115.0	91.2	23.8	
2005年	100.0	92.0	125.8	117.8	92.0	25.8	
2010年	100.0	92.8	118.5	109.6	91.4	18.5	
2015年	100.0	91.1	132.5	122.2	89.7	32.5	
2019年	100.0	93.5	119.0	109.6	90.6	19.0	

資料:総務省『家計調査年報』(2019年)表-9「高齢者のいる世帯」(世帯主の就業状態別)より作成。

表3 高齢夫婦無職世帯の収支状況の推移

(単位:円、%)

	実収入	社会保障給付	実支出	消費支出	可処分所得	家計赤字額	持家率
2002年	231,549	215,726	269,962	246,275	207,863	38,413	88.6
2005年	223,821	213,597	265,835	239,416	203,961	35,455	89.9
2010年	223,757	208,080	264,949	234,555	193,364	41,191	90.7
2015年	213,379	194,874	275,705	243,864	181,537	62,326	92.7
2019年	237,659	216,910	270,929	239,947	206,678	32,269	93.0
2002年	100.0	93.2	116.6	106.4	89.8	16.6	
2005年	100.0	95.4	118.8	107.0	91.1	15.8	
2010年	100.0	93.0	118.4	104.8	86.4	18.4	
2015年	100.0	91.8	129.9	114.9	85.5	29.4	
2019年	100.0	91.3	114.0	101.0	87.0	13.6	

資料:総務省『家計調査年報』(2019年)表-9「高齢者のいる世帯」(世帯主の就業状態別)より作成。

る。国による作為的なデータ操作とは思いたくないが、今後の推移を見守る必要がある。

## ②高齢夫婦無職世帯—重い公租公課負担—

表3は、高齢夫婦無職世帯の1カ月の家計収支の変化を高齡单身無職世帯と同様にみたものである。本稿の趣旨からすれば、世帯主が有業の世帯を含む高齢夫婦世帯の家計収支をみるべきなのだが、『家計調査年報』では高齢夫婦世帯に関するデータは支出のみで、収入に関するデータは調査

されていない。それでは分析不能となるので、ここでは限界があることを認識しつつ、高齢夫婦無職世帯のデータを見ることにする。

高齢夫婦無職世帯の場合も、高齢単身無職世帯とほぼ同様の傾向を指摘できる。すなわち、実支出と消費支出が実収入を上回る赤字家計に陥っていること、可処分所得では消費支出を賄えないこと、不足分が貯蓄の取り崩しやクレジット購入で補われていることなどである。ただ、高齢単身無職世帯に比べると、全体的に家計逼迫の度合いが低いことが特徴である。実収入と消費支出がほぼ拮抗している年もある。

しかし最も大きく異なる点は、可処分所得の対実収入比が高齢単身無職世帯よりも一段と低い点である。これは高齢夫婦無職世帯に課せられている非消費支出（公租公課負担）の重さを物語っている。年によっては実収入の15%近い公租公課が徴収されている<sup>2</sup>。しかも近年、負担度が漸増傾向にある。年収270万円前後の無職の高齢夫婦世帯に15%近い税・社会保険料負担を課し、その可処分所得を保護基準スレスレの水準にまで低下させることは、政策として理にかなうことであろうか。「世代間の公平」を政策の指針に置くあまり、高齢者世帯への風当たりを強くしすぎているのではないか。それが知らず知らずの内に、歯止めのかかない事態にまで踏み込んでしまっているのではないか。

## 2 現行年金制度の構造上の問題点

高齢者世帯の経済状況に関して、いくつかの問題点を指摘してきたが、本来、老後生活は公的年金によって保障されるべきものである。この大原則を無視・軽視すると、現在の日本の高齢期生活を見るように、矛盾が多発する。老後生活の十全な保障という観点から日本の公的年金制度の問題

点について述べることにする。

### (1) 低年金者を生み出し続ける制度の矛盾

日本の公的年金制度には最低保障機能がないので、女性を中心に貧困高齢者を多数生み出す構造となっている。

国民年金の満額（最高額）は2020年現在月額約6万5,141円で、平均支給月額は約5万5,000円である。この平均額は厚生年金受給者の1階部分も含んで算出されたものなので、国民年金のみの受給者の平均額を求めると、約4万5,000円に過ぎない。女性の年金額はこの水準にも及ばないことが多い。これでは生活扶助基準の半分以下でしかなく、始めから老後生活の保障に失敗していると言わざるを得ない。

なぜこうした年金制度が改められることなく存続してきたのだろうか。国民皆年金がスタートした1961年当時は自営業の終身継続と資産継承が前提にあり、老後も家業から得られる所得がそれなりにあって、国民年金はその稼働所得を補完する役割を担うものと捉えられていたからである。いわば「老後の小遣い年金」としてスタートしたためである。しかし、日本経済の高度成長は自営業の存立基盤を徐々に掘り崩し、バブル経済崩壊以降の「失われた10年」で廃業が一気に進んだ。こうして地方都市では駅前商店街がシャッター通りと化し、現在ではそこに非大手不動産会社による小規模駐車場が虫食い状に作られている。駅前の風景は実に荒涼としたものになってしまった。このような自営業者を取り巻く環境の激変に公的年金制度は適切に対応してこなかった。

また、国民年金制度の加入者は自営業者だけではなかった。旧型の「不安定低賃金労働者」（出稼ぎ労働者、臨時工、季節工等）は職域の社会保険である厚生年金や旧政管健保に加入できない「安価な労働力」として活用され、日本の高度成

長を最底辺から支える役割を果たした。そして老後は「国保・国年」層として貧困高齢者の核を形成してきた。したがって、女性と自営業者と不安定賃金労働者が、そのまま今日の高齢期貧困の体現者となったのである。

こうした低年金高齢者を多数生み出す構造にメスを入れないまま、安倍政権は画一的に年金受給額を減らし続けてきた。いわば最低生活費以下に落ち込んでいる高齢者をさらに窮地に追い込む政策を採っている。これでは生活保護を受けざるを得なくなった高齢者世帯が増加し続けているのも当然である。

## (2) 高齢者を分断する激しい年金格差

問題を複雑化しているのは、厚生年金の受給者でも低年金高齢者が相当数存在することである。その理由は、保険料を支払っていた加入期間中の雇用状態に年金額が大きく影響される仕組みになっているからである。現役の時に離職・再就職を繰り返すと、老後に低額年金に吹き寄せられる構造になっている。年金受給額が保険料納付総額に正比例する仕組みのことを「業績主義の年金」というが、日本の場合それが極端化している。

その原因は、高度成長の時代に一定の有効性を持っていた長期雇用・年功賃金を前提にした年金制度を、日本政府が今も墨守しているからである。こうした制度は労働生涯の全過程において安定的な雇用に就くことができた大企業労働者や公務員だけを守れる仕組みである。年取 200 万円以下の非正規労働者が 1,800 万人、就業人口の約 4 割を占めるようになった現在では、もはや遺物的制度と言うべきであろう。かつては厚生年金から排除された不安定低賃金労働者が国民年金層として存在していたわけだが、今では厚生年金の内部にも低年金層が相当量存在するようになった。

業績主義の年金というと、どこか成果主義賃金

に似た現代的な響きがある。しかしよく考えると、それは信賞必罰の年金制度であることを意味し、古めかしい叙勲制度と本質的に同じ発想に基づく制度と言える。「老後にもらう」「細かい等級に分けられている」「権威主義・差別主義が基本原理」といった点が酷似している。日本は今も「御恩と奉公」の国なのだと思います。勲章はそれ自体高価なものではないので転売してもほぼ無価値だが、年金の方は老後生活の所得源なので、差別主義で運営されては堪ったものではない。自分の労働生涯に対する国家の評価が老後の年金額に反映されるような制度はもう廃止するべきで、様々な生き方に中立的な制度に改変するべきである。

しかし、それでも、保険料納付額に正比例する年金が当たり前と考えている中間層が少なからず存在している。受験競争を含めて、自分の一生の努力が年金額に反映される仕組みが公正だと考える人々がいる。年金額が低いのは、その人の努力が足りなかったせいだから当然と信じているのである。ここに年金受給者を分断する源がある。職業生活の成功は、生まれ育った家庭環境を含めて、その人が努力し続けられる環境に恵まれたことや機会の多さを反映するものではないか。

## (3) 賦課方式と積立方式のキメラ = 「<sup>ぬえ</sup>鵜方式」

年金の運用方式として賦課方式と積立方式は二者択一の関係にある。普通はそうである。しかし、日本の年金制度はこの 2 つが「修正積立方式」（積立方式に部分的に賦課方式を取り入れたもの、厚労省の正式見解）として結合された奇妙奇天烈な制度である。政府は、普段は賦課方式の年金制度として、高齢受給者と現役の負担世代が利害対立しているかのように描いている。負担と受給のあり方が例の「お神輿型」から「肩車型」に変化しているため、年金制度の存続のためには高齢者の

年金額を引き下げざるを得ないと、事あるごとに説明している<sup>3</sup>。しかし賦課方式であるならば、約170兆円もの年金積立金は不要になるはずである。数カ月分を残して順次給付に回せるはずである。政府は絶対にそうしたくないので、「修正積立方式」という看板を降ろせない。その理由は、巨額の積立金に群がる利権集団（大手証券会社、大銀行、大保険会社、大企業）のために積立金は死守されなければならないからである。使い分けに便利というべきか二枚舌というべきか、政府がこういう鶴のような年金運営方式であることを公言するべきではない。自らを卑しめる行為である。

こうして、日本の公的年金制度は、ある時には積立金死守のために修正積立方式であると説明され、別の時には保険料引き上げ・給付引き下げのために賦課方式であると説明される。これほどご都合主義の制度説明はない。賦課方式に純化するならば、負担と給付に関する説明が明確になり、国民の納得も得られやすい。負担の増大と給付の減少を防ぐために積立金を準備しなければならないといったおためごかしとうかいの韜晦戦術は使うべきでない。

#### (4) 繰り返される年金積立金の政治利用

年金積立金は厚労省の役員OBの天下り機関（特殊法人）での報酬保障に使われてきた経緯がある。かつてのグリーンピア問題も、ゼネコンに支払われた建設費用もさることながら、理事長らの高い年俸保障の方に主眼が置かれていたのではない。現在、GPIFで株式投資された積立金は、アベノミクス演出のために日本の大企業の株価維持・引き上げに使われている。そこから莫大な利益を受けてきたのが大企業と富裕層とアメリカの投資会社である。

そう考える理由は、株価がいくら高騰しても、その好機にGPIFが保有する株を売却して国民

のために利益確定するという行動を一切取らないからである。運用と呼ぶにはあまりにも奇怪な行動を繰り返している。どんなに濫用しても官僚は責任を問われないから、積立金の蚕食を放置しても構わないと考えているのではないか。

小泉政権時の坂口厚労大臣の下で、年金運営方式が永久均衡方式から有限均衡方式に変更された。これは、100年後の1年間の保険料収入総額と1年間の年金給付総額、年金積立金残高が「100兆円 = 100兆円 = 100兆円」で均衡するように制度を舵取りするというものである。これは現在も厚労省によって墨守されている。この変更が発表されたときに、何を意味しているのか理解できなかった。賦課方式を前提にするならば、年金保険料の徴収総額と年金給付総額を均衡させるのは当然である。しかし、なぜ100年後の年金積立金が100兆円でなければならないのか、その理由が判らなかつたからである。

そもそも「日本の公的年金制度は永久に安泰」とか「100年安心の制度設計」とか言われても、何の意味があるのだろうか。それは永久または100年後の制度の存続に国民の眼を向けさせることにより、今現在、低年金で苦しんでいる高齢者のことを無視することを意味する。今困窮している人を救わない国家が、100年後の困窮者を救うためだという。こんな詐欺まがいのことを信じられるだろうか。

100兆円の意味が判明したのは、破棄された永久均衡方式と新規採用された有限均衡方式との違いを比較対照している表が厚労省によって発表された時である。旧来の永久均衡方式では、永久という無限の時点で、年間保険料総額と年間給付総額と積立金が均衡するというものであった。この方式に基づくと、積立金が限りなく増え続け、高齢化のピーク時で560兆円に達すると書かれていた。これをわずか100年間、100兆円に縮めたの

だから、この方式への移行は厚労省の国民に対するせめてもの譲歩の表れであるということなのだろうと解釈した。というよりも、年金積立金に対する政府・官僚の底知れぬ執着の強さに震撼した。国民の立場に立つならば決して低額とは言えない月々の年金保険料を、国はどう理解しているのだろうか。国税よりも使い勝手がいい「白紙委任された第三の税金」と理解しているのではないか。

### (5) 年金に対する国庫負担は出来るだけ小さく、が政府の大前提

昨年、金融庁の報告書によって、モデル年金の所得代替率が現状60%から50%に徐々に引き下げられていく方針だったが、経済成長率がプラスでないと43%にまで下がる見通しなので、老後生活のためには2,000万円の貯蓄が必要という将来推計が発表された。

この報告書の背景には、高齢人口が激増するなかで、年金給付総額の自然増は絶対に避けなければならないという政府の暗黙の方針があるように思える。さらにその根底には、基礎年金給付費の1/2を税負担している現状を変えないという前提が隠されている。国庫負担率を段階的に引き上げ（当面2/3へ）、将来的には全額国庫負担にするはずではなかったか。20年前の国会の付帯決議はどうなったのだろうか。

国庫負担を段階的に引き上げていくという方針に立脚するならば、新たな年金財源を確保する道が拓ける。470兆円にまで膨らんだ大企業の内部留保に対する適切な課税も議論の俎上に上る。その点に全く触れることなく、「アクティブ・エイジング」「サード・エイジ」など様々な麗言を駆使して、稼働収入の獲得に高齢者を追い立てる一方の政府の姿勢は、不誠実極まりないと言わざるを得ない。アンフェアに過ぎる。

### (6) 所得保障の水準は現物給付の水準に規定されることを忘れていない

戦後、欧州福祉国家建設時の「バイブル」と称された『ベヴァリッジ報告』では、どんな時でも全ての国民に対してナショナルミニマムの所得を保障するために、医療サービスとリハビリテーションサービスを社会保険給付から外し、「所得保障の前提条件」の一つとして100%税財源で運営することを提起した。労働者生活には特別な出費が必要になる時があり、それを無料もしくは低負担の現物給付として常設準備しておかないと、最低限の現金給付（所得保障）が常に上手く機能するようにならないと考えた。現物給付を国家が土台として提供し、労働者・企業・国家の三者拠出でまかなわれる現金給付をその上に置くように設計した。公的年金に代表される所得保障は、医療、介護、住宅、教育、保育などの土台を盤石なものにしておかないと、非常に不安定化することである。

今の日本では、社会保障・社会福祉を総合的に組み立てるという視点が欠落している。医療、介護、住宅、教育、保育の民営化＝市場化が進み、現金給付の価値が侵害されている。国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料が引き上げられ、高齢者世帯の可処分所得がかつてなく低下している。さらに、低所得高齢者に重くのしかかる医療の窓口負担、介護の利用者負担、消費税率の引き上げが消費の節約を招いている。こうした状況下では、高齢者の生活不安は増すばかりである。社会保障の監督官庁として、厚労省は社会保障全体の動向を把握した上で、年金減額の是非を判断すべきではなかったか。年金は年金、医療は医療、介護は介護と、行政の縦割り思考が問題を悪化させている。収支両面から高齢者の暮らしを圧迫し続けることだけは即刻止めるべきだ。江戸時代の

悪徳領主は「胡麻と百姓は絞れば絞るほど取れる」と言ったそうだが、それに酷似しているのが安倍政権の社会保障政策である。

## まとめに代えて

新型コロナウイルス（COVID-19）禍がなかなか終息に向かわない。4月に発令された緊急事態宣言が解かれて自粛生活に一応の終止符が打たれたが、未だ平常とは言えない重苦しい日々が続いている。

今回のコロナ禍を機に焙り出されたのが、いわゆる「低所得不安定階層」に属する人々の貧困問題の噴出である。自粛要請が零細事業者の休業、倒産、廃業の連鎖を生み、そうした職場で生計を立ててきた人々の休職、失業、住居喪失、ホームレス化の連鎖を生んだ。生活保護の受給申請も急増している。折角入学した大学を退学しなければならない学生も現れている。経済が正常に循環している際には気づけない日本社会の本質が、病気の感染爆発によって一気に露呈したということである。我々の豊かな社会は、実は現代版「無告の細民」と呼ぶべき多くの人々の営為と就労によって成り立っている。普段は見えない社会の真実が

白日の下に晒された瞬間であったと言わなければならない。

こうした目に見えない現実というものは、年金生活を送る高齢者の貧困とも共通している。データで証明してきたように、日本は「無告の貧困高齢者」に溢れている。高齢になって日常的にお金の心配をしなければならない境遇は、何とも形容し難い痛切さに満ちている。こうした老後の悲劇をなくすためには、何よりも公的年金に最低保障機能を持たせることが重要である。まずはそこから出発する必要がある。

先に、高齢単身世帯の平均消費支出額14万円が最低保障年金の目安になると述べた。しかし、それを一気に実現するには多くのハードルがある。また14万円という水準自体が現在の多消費型生活構造を前提とした数値であり、例えば高齢者医療や高齢者介護を無料もしくは低負担にするならば、現金給付の水準を下げることは可能である。

地域社保協の自治体交渉等の活動を通じて経験的に蓄積されてきた事実を持ち寄り、何から始めるべきか、どこまで実現可能か、その具体的ロードマップを作ることが大切であろう。

（からかま なおよし・社会保障研究者、労働総研理事）

- 1 イギリスの公的扶助制度（“Income Support” 所得援助制度）は、かつて高齢になるほど最低生活費が高くなる仕組みを採用していた。「高齢加給」の仕組みである。現在では年金税額控除制度（“Pension Credit”）に移行しているので詳細は不明である。別の機会に論じたい。
- 2 「表3」中の「実収入に対する可処分所得の割合」（%表示）を100.0から差し引いた数値が公租公課負担率である。消費税負担は含まれていない。
- 3 厚労省の説明は、全く勉強しない体育会系男子大学生でもすぐに理解できる。社会の利害関係が若者と高齢者によって成り立っていると考えているのだ。筆者が「資本家（富者）と労働者（貧者）で成り立っている」と力説しても理解してもらえない。高齢者の存在はどこでも見られるが、富者の存在は見たことがないせいであろう。どちらがフェイクなのか。